



資料編

1 千葉市健康づくり推進協議会 食育推進部会

委員名簿

(50音順、敬称略)

所属	氏名
日本チェーンストア協会関東支部（支部参与）	安藤 裕子
（公社）千葉市幼稚園協会（理事）	石川 進一
千葉市PTA連絡協議会（副会長）	一条 玲子
千葉みらい農業協同組合（常務理事）	伊藤 和彦
生活協同組合コープみらい（4区ブロック委員長）	大久保 雄子
（一社）千葉市医師会（副会長）	大濱 洋一(副部会長)
（一社）千葉県歯科衛生士会（会長）	岡部 明子
（公社）千葉市幼稚園協会（会長）	岸 憲秀
公募委員	藏屋 勝敏
千葉市小中学校長学校運営協議会（千城台東小学校校長）	小泉 聖子
（一社）千葉市歯科医師会（副会長）	斉藤 浩司
千葉市畜産協会（会長）	斎藤 昌雄
千葉市食生活改善協議会（会長）	坂口 いく子
千葉市保育協議会（副会長）	佐藤 道子
（公社）千葉県栄養士会千葉地域事業部（企画運営委員長）	杉崎 幸子
（公社）千葉市食品衛生協会（会長）	菱木 操
千葉県立保健医療大学（栄養学科長）	渡邊 智子(部会長)

平成31年3月現在

2 食育基本法の概要

1. 目的

国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とする。

2. 関係者の責務

- (1)食育の推進について、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者、国民等の責務を定める。
- (2)政府は、毎年、食育の推進に関して講じた施策に関し、国会に報告書を提出する。

3. 食育推進基本計画の作成

- (1)食育推進会議は、以下の事項について食育推進基本計画を作成する。
 - ①食育の推進に関する施策についての基本的な方針
 - ②食育の推進の目標に関する事項
 - ③国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
 - ④その他必要な事項
- (2)都道府県は都道府県食育推進計画、市町村は市町村食育推進計画を作成するよう努めなければならない。

4. 基本的施策

- ①家庭における食育の推進
- ②学校、保育所等における食育の推進
- ③地域における食生活の改善のための取組みの推進
- ④食育推進運動の展開
- ⑤生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- ⑥食文化の継承のための活動への支援等
- ⑦食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

5. 食育推進会議

- (1)農林水産省に食育推進会議を置き、会長（農林水産大臣）及び委員（関係大臣、有識者）25人以内で組織する。
- (2)都道府県に都道府県食育推進会議、市町村に市町村食育推進会議を置くことができる。

3 第3次食育推進基本計画の概要

- 食育基本法（平成17年6月17日法律第63号）第16条に基づき、「食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」に、食育推進会議（関係閣僚、民間有識者で構成）が作成
- 平成18年3月に最初の計画を作成（平成18年度から22年度まで）し、第3次では平成28年度から32年度までの5年間について定める

○第3次計画のポイント

- （コンセプト）「実践の環を広げよう」
- 「第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針」に5つの「重点課題」を掲げる
 - ① 若い世代を中心とした食育の推進
 - ② 多様な暮らしに対応した食育の推進
 - ③ 健康寿命の延伸につながる食育の推進
 - ④ 食の循環や環境を意識した食育の推進
 - ⑤ 食文化の継承に向けた食育の推進

○第3次計画の概要

【第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針】

1. 重点課題

(1)若い世代を中心とした食育の推進	(2)多様な暮らしに対応した食育の推進
(3)健康寿命の延伸につながる食育の推進	(4)食の循環や環境を意識した食育の推進
(5)食文化の継承に向けた食育の推進	
2. 基本的な取組方針
 - (1)国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
 - (2)食に関する感謝の念と理解
 - (3)食育推進運動の展開
 - (4)子供の食育における保護者、教育関係者等の役割
 - (5)食に関する体験活動と食育推進活動の実践
 - (6)我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
 - (7)食品の安全性の確保等における食育の役割

【第2 食育の推進の目標に関する事項】（目標値：平成32年度までの達成を目指すもの）

1. 食育に関心を持っている国民の割合の増加《現状値》75%⇒《目標値》90%以上
2. 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加《現状値》週平均9.7回⇒《目標値》11回以上
3. 地域等で共食したいと思う人が共食する割合の増加《現状値》64.6%⇒《目標値》70%以上
4. 朝食を欠食する国民の割合の減少《現状値》子供4.4%⇒《目標値》0%
《現状値》20歳代～30歳代男性24.7%⇒《目標値》15%以下
5. 中学校における学校給食の実施率の増加《現状値》87.5%⇒《目標値》90%以上
6. 学校給食における地場産物等を使用する割合の増加《現状値》地場産物を使用26.9%⇒《目標値》30%以上
《現状値》国産食材を使用77.3%⇒《目標値》80%以上
7. 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民の割合の増加《現状値》国民57.7%⇒《目標値》70%以上
《現状値》若い世代43.2%⇒《目標値》55%以上
8. 生活習慣病の予防や改善のためにふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践している国民の割合の増加
《現状値》国民69.4%⇒《目標値》75%以上
9. ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合の増加《現状値》49.2%⇒《目標値》55%以上
10. 食育の推進に関わるボランティアの数の増加《現状値》34.4万人⇒《目標値》37万人以上
11. 農林漁業体験を経験した国民の割合の増加《現状値》36.2%⇒《目標値》40%以上
12. 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合の増加《現状値》67.4%⇒《目標値》80%以上
13. 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合の増加
《現状値》41.6%⇒《目標値》50%以上
《現状値》若い世代49.3%⇒《目標値》60%以上
14. 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合の増加
《現状値》国民72.0%⇒《目標値》80%以上
《現状値》若い世代56.8%⇒《目標値》65%以上
15. 推進計画を作成・実施している市町村の増加《現状値》76.7%⇒《目標値》100%

3 第3次食育推進基本計画の概要

【第3 食育の総合的な促進に関する事項】

1. 家庭における食育の推進
2. 学校、保育所等における食育の推進
3. 地域における食育の推進(「『食育ガイド』等の活用促進」、「健康寿命の延伸につながる食育推進」、「歯科保健活動における食育推進」、「栄養バランスに優れた日本型食生活の実践の推進」、「貧困の状況にある子供に対する食育推進」、「若い世代に対する食育推進」、「高齢者に対する食育推進」、「食品関連事業者等における食育推進」、「専門的知識を有する人材の養成・活用」)
4. 食育推進運動の展開
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
6. 食文化の継承のための活動への支援等
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

【第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項】

1. 多様な関係者の連携・協働の強化
2. 地方公共団体による推進計画の作成等とこれに基づく施策の促進
3. 積極的な情報提供と国民の意見等の把握
4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用
5. 基本計画の見直し

4 用語説明

【あ】

◇栄養教諭：学校における食育の推進の中核的な役割を担う立場として、平成 17 年に設けられた。職務として、食に関する指導（児童生徒の個別指導、学級担任等と連携した集団指導、職員、家庭、地域の連絡調整）と給食管理（栄養管理、衛生管理、検食、物質管理等）を一体のものとして行う。

【か】

◇学校栄養職員：学校に勤務する栄養士であり、学校給食指導、調理従事員や施設等の衛生管理、学校給食の検食、学校給食用の物資の選定、購入、検収、保管、及び学校給食の食事内容や児童生徒の食生活の改善に関わる調査研究等を行うことを職務とする。

◇給食施設：病院や学校、保育所など特定多数の人を対象に食事を提供する施設で、本市では、保健所に届け出のある1回 50 食、1日 100 食以上の食事を提供する給食施設を指導対象としている。

◇郷土食：それぞれの地域の産物を上手に活用し、その風土に合った食べ物としてつくられ、伝えられてきたもの。

◇欠食：食事をとらないこと。

◇口腔機能：食べ物を食べる（口に取り込む、噛む、味わう、飲み込む）、話す、笑う（豊かな表情）、息をするなどの口が担う機能の総称。

【さ】

◇歯周病：歯の周りの組織（歯肉、歯を支える骨など）に炎症が起きる病気の総称。歯と歯肉の間から入った歯周病菌が、歯肉に炎症をひき起こし、進行すると、歯を支える骨を壊してしまう病気。

◇主菜：たんぱく質の供給源である肉、魚、卵、大豆及び大豆製品等を主材料とする料理。

◇主食：炭水化物等の供給源である米、パン、麺を主材料とする料理。

◇食品関連事業者：食品の製造、加工、流通、販売、食事の提供等を行う事業者及び関係団体。

◇食品表示法：食品衛生法、JAS法（旧：農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）及び健康増進法の3つの法律の食品の表示に係る規定を一元化したもの

4 用語説明

◇咀嚼^そしゃく：食物を歯で噛み砕き、唾液を分泌させて食物とよく混ぜ合わせ、飲み込みやすくすること。

【た】

◇地産地消：地元で生産されたものを地元で消費する。

◇地産地消推進店登録制度：地産地消に取り組む農畜産物直売所、飲食店、食品卸事業者を、消費者に分かるように登録する制度。

◇ちばし消費者応援団事業：自ら考え行動する自立した消費者を育成するため、消費者教育に関する活動を行っている地域団体・事業者や、消費者教育に興味を持つ市民を「ちばし消費者応援団」として登録し、活動場所の提供や情報提供等の支援を行うもの。

◇低栄養：体を維持する「たんぱく質」と活動するための「エネルギー」が不足した状態。高齢期は、食が細くなりやすく、また、咀嚼^そしゃくや飲み込む機能が低下するなど、食事の量が少なくなり低栄養になりやすい。

◇適正体重：BMIが22になるときの体重のことで、最も病気になりにくい状態であるとされている。

BMI（肥満度）＝体重（kg）÷身長（m）÷身長（m）

BMI 25.0 以上は肥満、18.5 未満はやせ。

【な】

◇中食^{なかしょく}：持ち帰りの惣菜や弁当、出前など、家庭外で調理された食品を家庭内でとる食事形態。家庭で素材から調理する意味の「内食」、飲食店など外出先で食事をする意味の「外食」との中間にある食事形態として、「中食」といわれている。

◇生ごみ資源化アドバイザー：生ごみの減量及び資源化に積極的に取り組み、かつ所定の要件を満たした方を、生ごみ資源化アドバイザーとして登録し、町内自治会等が行う、生ごみの減量や資源化推進を目的とした学習会・研修会などの活動に派遣し、助言・技術指導等を行う。

◇認定こども園：教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さをあわせもっている施設。

【は】

◇HACCP（ハサップ）：Hazard Analysis Critical Control Point の略称で危害分析重要管理点のことで製品の安全を確保する衛生管理の手法である。

◇副菜：ビタミン、ミネラル、食物繊維等の供給源である野菜、いも、豆類（大豆を除く）、きのこ、海藻等を主材料とする料理。

◇フレイル：加齢とともに、心身の活力（例えば筋力や認知機能等）が低下し、生活機能障害、要介護状態、そして死亡などの危険性が高くなった状態。

◇保育所における食育に関する指針：平成16年3月に作成された保育所保育指針を基本とした「食育の計画」作成のためのガイドライン。健康で質の高い生活を送る基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを保育所の目標とし、子どもの発達段階に応じた食育のねらい・配慮事項等が記述されている。

【ま】

◇メタボリックシンドローム：内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上をあわせもった状態。

【ら】

◇ライフステージ：年齢にともなって変化する生活段階、年代別の生活状況のこと。

◇リスクコミュニケーション：あるリスクについて関係者間で情報を共有したり、対話や意見交換を通じて意思の疎通をすること。

◇6次産業化：農業者が生産（1次）・加工（2次）・販売（3次）まで主体的に行い、多角化・高度化する取組み。

【わ】

◇ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）：性別を問わずあらゆる世代が、仕事と家庭生活の両方で、調和のとれた生活を送ること。

5 数値目標出典一覧

- A 千葉市の健康づくり（食育・生活習慣等）に関するアンケート調査
（平成 28 年度 千葉市保健福祉局健康部健康企画課）
- B 千葉市の健康づくり（食習慣）に関するアンケート調査
（平成 28 年度 千葉市保健福祉局健康部健康企画課）
- C たばこと酒類に関するアンケート調査
（平成 28 年度 千葉市保健福祉局健康部健康企画課）
- D 保健所事業年報【千葉市食生活改善推進員数】
（平成 30 年度版 千葉市保健福祉局健康部保健所）
- E 食に関する実態調査（平成 29 年度 千葉市保健福祉局健康部健康支援課）
- F 朝食及び共食状況調査（平成 29 年度 千葉市こども未来局こども未来部幼保運営課）
※「保育所」の統計データは公立保育所・認定こども園の調査結果を使用しています。
- G 千葉市経済農政局農政部農政課事業実績（平成 29 年度）
※地産地消推進店登録数は平成 31 年 2 月末時点
- H 児童生徒の食生活実態調査（平成 29 年度 千葉市学校栄養士会）
- I 学校給食に関する調査
（平成 29 年度 千葉市教育委員会事務局学校教育部保健体育課）
- J 定期健康診断（平成 28 年度 千葉市教育委員会事務局学校教育部保健体育課）
- K 学校給食栄養報告（週報）（平成 29 年度 文部科学省）

6 千葉市健康づくり推進協議会設置条例

平成 22 年 3 月 23 日

条例第 37 号

(設置)

第 1 条 本市は、市民の健康づくりの総合的かつ効果的な推進に関する事項を調査審議するため、千葉市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 健康増進計画に関する事項
- (2) 健康づくりのための事業の推進に関する事項
- (3) 健康づくりのための環境整備に関する事項
- (4) その他市民の健康づくりに関する事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 40 人以内で組織する。

2 協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 保健医療関係事業に従事する者
- (2) 学識経験者
- (3) 市民団体の代表者
- (4) その他市長が適当と認める者

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

7 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 千葉市健康づくり推進協議会設置条例

3 協議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員で組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

6 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

7 第4条第4項、第5条及び前条の規定は、部会について準用する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。



第3次千葉市食育推進計画
2019~2023年度

発行年月：2019年3月

編集・発行：千葉市保健福祉局 健康部 健康支援課

〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-3-9

電話：043(238)9926

FAX：043(238)9946